

自家消費型太陽光発電設備リース・PPA 導入補助金交付要綱

令和7年1月6日 環境局長決裁

（目的）

- 第1条 この要綱は、再生可能エネルギー機器導入を支援するために、札幌市が行う「自家消費型太陽光発電設備リース・PPA 導入補助金制度（以下「本補助制度」という。）」の実施について必要な事項を定めることにより、予算の範囲内において、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、札幌市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用の促進を目的とする。
- 2 補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規 24 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナー、その他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備の合計出力 太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうち低い方をいう。
- (3) 定置用蓄電池 太陽光発電設備などによって発電した電力を充放電できるシステムであって、リチウムイオン蓄電池（バインド電池含む）、パワーコンディショナー(蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものも含む)、その他これらに付随する設備で構成されるものであり、かつアンカーボルトなどで固定する据置型（定置型）の蓄電池をいう。
- (4) 蓄電池容量 定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値をいう。
- (5) 業務用蓄電池 蓄電池容量が20kWhを超え、かつ地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）別紙2、2ア（イ）に規定する交付要件を満たすリチウムイオン蓄電池をいう。
- (6) 家庭用蓄電池 蓄電池容量が20kWh以下であり、かつ地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）別紙2、2ア（イ）に規定する交付要件を満たすリチウムイオン蓄電池をいう。
- (7) リース事業者 補助金交付の対象となる機器（以下、対象機器という。）の貸渡しを業とする者をいう。
- (8) リース 対象機器の所有者である貸主が、借主の社屋等に当該対象機器を当該貸主の費用により設置し、また当該対象機器の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該対象機器を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該対象機器の使用料、又はそれに相当するサービス料（以下「リース料」という。）を貸主に支払うものであって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 借主が、当該契約に基づき使用する対象機器からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該対象機器を使用する対価であるリース料を負担するものであること。なお、リース期間において借主が支払うリース料の合計額は、借主における対象機器の取得価格及び、その取引に係る付随費用の額の合計額のおおむね全部（原則として90%以上）であること。
 - イ リース期間が処分制限期間より短い場合には、所有権移転リース取引又は再リース

により、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(9) PPA事業者 オンサイトPPAにより電力を供給する事業者をいう。

(10) オンサイトPPA 対象機器の所有者であるPPA事業者が、需要家の社屋等のほか敷地内に対象機器を当該PPA事業者の費用により設置し、また当該社屋等に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該対象機器から発電された電気を販売するものであって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 借主が、当該契約に基づき使用する対象機器からもたらされる経済的利益を実質的に享受できること。

イ PPA事業者は補助事業により導入した対象機器について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(11) 需要家 リースにおいては借主、オンサイトPPAにおいては社屋等や敷地内においてPPA事業者が設置した対象機器により発電した電気を使用する者をいう。

(12) 処分制限期間 法定耐用年数のこと。

(13) 補助金交付申請兼完了届 補助金の交付決定者が需要家の社屋等や敷地内に対象機器を設置した後に、市長に対して対象機器の設置が完了した報告を行うと同時に、補助金の交付を申請する届出のこと。

(14) 自家消費型太陽光発電設備リース・PPA導入補助金交付要綱実施要領（以下、「要領」という。） 本要綱の施行に関し、必要となる事項を定めるもの。

（本補助制度の概要）

第3条 市長は、第2条に定めるリース事業者又はPPA事業者(以下「事業者」という。)に対し、市内の需要家に対する対象機器の設置に要する経費の一部を補助する。

（補助金交付の対象機器及び補助金交付額）

第4条 対象機器及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。なお、環境大臣からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（交付対象）

第5条 補助金の交付対象となる需要家は、別表2に定める対象者であり、かつ次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 札幌市内にある区分所有住宅等の共用部分に対象機器を設置しようとする者

(2) 札幌市内にある事務所・事業所等（店舗併用住宅含む）に対象機器を設置しようとする者

(3) 市内に自ら所有する建物（共同住宅の共用部及びテナントビルを含む）に対象機器を設置しようとする者。ただし、賃貸借による土地、建物への設置を除く。

2 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業要件

ア FIT（固定価格買取制度）及びFIP(Feed in Premium)の認定を受けないものであること。

イ 本補助制度によって得た環境価値について、売買や取引等の活用を行わないこと。

ウ オンサイト設置であり、発電した電気の自己託送を行わないものであること。

エ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）別紙2、2ア（ア）又はア（イ）に規定する交付対象事業の内容に準拠すること。

- オ 需要家の敷地内に対象機器が設置され、補助金交付申請兼完了届が事業者から提出されるものであること。
- カ リース又はオンサイトPPAを行うに当たり、対象機器の需要家に対して、本補助制度に申込むことが説明されるものであること。
- キ リースの場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金交付額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金交付額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- ク オンサイトPPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が札幌市内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金交付額相当分の4/5 とすることができ）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- ケ 対象機器の設置に際して、法令等を遵守すること。
- (1) 機能要件
- ア 設置される対象機器が、停電時においても電力供給できる機能を有していること。
- イ 災害時にも使えるように耐震性を確保すること。
- (2) サービス要件
- ア 対象機器が故障した場合には事業者において、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- イ 対象機器の設置に起因する事故等について、事業者と需要家の間で、両者が負うべき責任について合意すること。
- (3) その他
- ア 対象機器を設置しようとする施設又は土地に、同一年度内に本補助制度による補助金の交付を受けた機器が設置されていないこと。
- イ 事業者及び需要家は、対象機器について、国、北海道及び札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- ウ 事業者及び需要家は、札幌市税を滞納していない者であること。
- エ 事業者及び需要家は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団でない者であること。
- オ 事業者及び需要家は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者であること。
- カ 事業者及び需要家は、暴排条例第7条第1号に規定する暴力団関係事業者でない者であること。
- キ 事業者及び需要家は、市長が、本補助制度の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、本市の指定する期日までに市長に当該資料、情報等を提供すること。
- ク 前各号に掲げる事項のほか、本補助制度の実施に当たり、本要綱又は要領その他の法令の規定を遵守すること。

（対象機器の設置工事に係る契約締結日及び着手日の制限）

第6条 対象機器の設置工事に係る契約締結日及び着手日は、要領に定める契約締結日及び

着手日以降でなければならない。

（対象機器の運用に係る契約締結日の制限）

第7条 対象機器のリース又はオンサイトPPAに係る契約締結日は、要領に定める契約締結日以降でなければならない。

（補助制度への申込）

第8条 補助金の交付を申込む事業者（以下「申込者」という。）及び需要家は、申込書（様式1）に必要事項を記載し、別表3に掲げる書類を添えて要領に定める方法により市長に提出するものとする。

2 申込者は、要領に定める期間に申込まなければならない。

3 申込者は、定置用蓄電池の補助を申込む場合には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）別紙2、2ア（イ）dに従い、次の各号のいずれかを満たしていなければならない。

（1）業務用蓄電池の場合は、蓄電池容量に対する補助対象費用が119,000円/kWh以下であること。家庭用蓄電池の場合は、蓄電池容量に対する補助対象費用が125,000円/kWh以下であること。

（2）需要家に対して設置する定置用蓄電池の選定において、補助対象費用が最も安価になるように選定を行ったことが分かる書類を添付すること。

（申込の受理）

第9条 市長は、前条による申込を受理し、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式2）により申込者に通知するものとする。また、不交付とした場合には、補助金不交付決定通知書（様式3）により申込者に通知するものとする。

（申込の募集期間、申請受理の停止）

第10条 市長は、要領に定める募集期間において、申込書を先着順に受理するものとし、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申込書の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は予算超過日に複数の申込があった場合は、当該複数の申込について抽選を行い、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。

（計画の変更及び中止）

第11条 補助金交付決定通知書の通知を受けた事業者（以下、「補助金受領予定者」という。）は、申込内容を変更又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届（様式4）を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

（1）対象機器の追加。

（2）要領に定める補助金交付申請兼完了届の提出期限の延長。

2 市長は、予算の範囲内において、前項による届出を受理した場合には、補助金変更交付決定通知書（様式5）により、変更の許可又は不許可を補助金受領予定者に通知するものとする。

（補助金交付申請及び完了届）

- 第12条 補助金受領予定者は、要領に定める提出方法にて、補助金交付申請兼完了届（様式6）に必要事項を記載し、別表4に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請兼完了届を提出期限までに提出しなかった場合は、補助金受領予定者に対する補助金の交付決定は無効とする。

（補助金交付の決定及び交付額の確定）

- 第13条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式8）により補助金受領予定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。なお、補助金の申込者が是正措置に応じないときは決定を取り消すものとする。
- 3 市長は、補助金受領予定者が前項の求めに応じないときは、補助金の交付決定を取り消したうえ、補助金不交付決定通知書（様式3）により、事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第14条 市長は、前条の規定により補助金交付額が決定した後は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

（補助金の交付決定の取消）

- 第15条 市長は補助金受領予定者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第5条に規定する要件を満たさないと判断されたとき。
 - (4) 第19条に規定する調査又は第21条に規定する報告を正当な理由なく拒んだとき。
 - (5) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不相当と認められる法律違反等があることが判明したとき。

（契約解除の制限）

- 第16条 補助金の交付を受けた事業者（以下「補助金受領者」という。）は、リース又はオンラインPPAに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 2 補助金受領者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した補助金契約解除承認申請書（様式16）を、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助金受領者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を請求するものとする。

（財産処分の制限）

- 第17条 対象機器の所有者は、法定耐用年数の期間内において、対象機器を、本補助金の

交付の目的以外に売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、取壊し（廃棄を含む。）又は担保に供する（以下「処分」という。）場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式9）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年5月 15 日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）」に基づき別途、手続きが必要となる場合がある。

- 2 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書（様式10）により対象機器の所有者に通知しなければならない。
- 3 対象機器の所有者は、前項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書（様式11）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、対象機器の所有者から、対象機器の処分報告を受理したときは、当該申請をした所有者に対し、必要であると認める場合には、補助金返還請求通知書（様式12）により補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を請求するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は第15条、16条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消し、契約解除を承認し、又は財産処分を承認した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金受領者に対して補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は前項の規定により補助金の返還を求める場合には、補助金受領者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、補助金受領者が第5条、第16条又は前条に規定する要件を満たさなくなった日（以下「要件違反日」という。）までの日数（以下「要件適合期間」という。）に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、要件適合期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金確定額} \times \left(1 - \frac{\text{要件適合期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

- 3 補助金受領者が第5条1項のイに規定する要件を満たさない場合には、市長は第21条第1号に規定する報告に基づいて要件違反日を決定するものとする。
- 4 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）第29条第4項に基づき、補助金受領者が営利法人であり、かつ補助対象機器の運用（売電等）により相当の収益が生じると判断される場合には、市長は補助金受領者に対して補助金の一部の返還を求めるものとする。なお、収益納付額は次のとおり算定するものとする。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費の内自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（調査等）

第19条 市長はこの要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

（近隣住民への配慮）

第20条 対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。なお、必要に応じて、法令等に定める説明会等を実施すること。

（報告）

第21条 補助金受領者は、次に掲げる事項について、毎年、市長に報告をしなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の利用状況（毎月の発電電力量、毎月の自家消費量等）（太陽光発電設備の法定耐用年数（別表6）を経過するまでの間のみ）
- (2) 定置用蓄電池の設定状況及び利用状況（本補助制度を活用して設置された場合）（定置用蓄電池の法定耐用年数（別表6）を経過するまでの間のみ）
- (3) 太陽光発電設備による売電収益がある場合には、毎月の売電量及び売電収益、収入金額の使徒。なお、第18条第4項に定める収益額が控除額を上回った場合には、補助金の返還が必要となる。（補助対象機器の運用開始から5年を経過するまでの間のみ）
- (4) その他市長が報告を求める事項

（協力）

第22条 市長は、対象機器の借主に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

（不可抗力による免責）

第23条 補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他の事業者又は需要家の責に帰し得ない事由により、第5条に定める申込書及び第12条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議する。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

附 則（令和7年6月23日一部改正）

1 この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

附 則（令和8年6月12日一部改正）

1 この要綱は、令和8年6月17日から施行する。

別表1 補助交付額

対象機器	補助金交付額(円)
太陽光発電設備	太陽光発電設備の合計出力 1kWあたり50,000円 ○補助額の上限は2,450,000円とする。 ただし、補助対象費用に対して補助金交付額が上回らないこと。
定置用蓄電池	対象機器の購入・設置に要する費用（第4条に定める補助対象費用をいう。）に1/3を乗じて得た額。 ○補助額の上限は、次のとおり算定した金額のうちいずれか低い方とする。 上限額1（業務用蓄電池の場合） $\text{＝蓄電池容量(kWh)} \times 190,000(\text{円/kWh}) \times 1/3$ 上限額1（家庭用蓄電池の場合） $\text{＝蓄電池容量(kWh)} \times 155,000(\text{円/kWh}) \times 1/3$ 上限額2＝1,500,000円

注1) 太陽光発電設備の合計出力は、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

注2) 定置用蓄電池の補助額の上限を計算する際には、蓄電池容量はkWh 単位で小数点以下第2位を切り捨てた値とする。

注3) 補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てた値とする。

注4) 各対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

注5) 本補助事業において、補助対象経費の実績額の中に需要家自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上相応しくないと考えられるため、需要家自身（グループ企業含む）から調達等を行う場合には、補助対象経費から利益等の排除を行うこと。

別表2 対象者

	要 件
対象者	日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者をいう。 ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社 イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等 ウ 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する保険会社 エ 社会福祉法（昭和27年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人 オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人 カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 キ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人 ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人） ケ 建物の区分所有等に関する法律（昭和38年法律第69号）第3条に規定する団体 コ 個人事業主（開業届の写しを提出できること） サ その他環境大臣の承認を得て札幌市長が適当と認める者

別表3 補助金申込書（様式1）の添付書類

添 付 書 類
1 リース契約又はオンサイトPPAの内容が分かるもの ※事業概要、契約書のサンプル等 また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号改正）別紙2、2ア（ア）、（イ）に規定する交付要件を満たすことが分かること。 2 誓約書（様式15）（事業者） 3 誓約書（様式15）（需要家） 4 想定される自家消費率の根拠資料 例：想定される発電量及び消費電力量等から、月毎及び年間の自家消費の割合を計算した書類等 5 【定置用蓄電池の補助を申込み、かつ第8条第3項第1号に該当しない場合のみ】 需要家に対して設置する定置用蓄電池の選定において、補助対象費用が最も安価になるように選定を行ったことが分かる書類

別表4 補助金交付申請兼完了届（様式6）の添付書類

対 象 者	添 付 書 類
需要家に係る 添付書類	1 【法人のみ】 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し 2 【個人事業主のみ】 開業届の写し 3 【マンション管理組合のみ】 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録の写し等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。 4 【マンション管理組合のみ】 補助対象機器の設置について、管理組合総会等で承認決議を得ていることを証する書類（総会議事録の写し等）（マンション管理組合のみ） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。 5 【法人及び個人事業主のみ】 札幌市税の納税証明書（指名願）の原本又は写し ※指名願以外の納税証明書は受付できません。 6 【法人及び個人事業主のみ】 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の所有者が分かる書類 例：全部事項証明書（建物）の写し ※自社所有ではない場合には、機器設置場所（建物）所有者の同意書（様式14）が必要。 7 【補助対象機器を野立てで設置する場合のみ】 補助対象機器を設置する土地の所有者が分かる書類 例：全部事項証明書（土地）の写し ※自社所有ではない場合には、機器設置場所（土地）所有者の同意書（様式14）が必要。 8 収支決算書（様式13） 9 補助対象機器の設置工事に係る支払いを施工業者に行ったことが分かる書類 例：領収書の写し ※ 支払日が確認できる書類を提出すること。

リース事業者 又はPPA事業者 に係る添付書類	1 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し 2 【札幌市に対する納税義務を有する事業者のみ】 札幌市税の納税証明書（指名願）の原本又は写し ※指名願以外の納税証明書は受付できません。 3 需要家とのリース契約又はオンサイトPPAに係る契約書の写し 4 対象機器を処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 5 補助金受領予定者がリース事業者であり、かつリース期間が処分制限期間よりも短い場合のみ】 所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することの担保を証明できる書類 6 補助対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用等が分かる書類 例：見積書の写し ※要領第2条第1項2号又は第2項2号に示す補助対象外の費用が、補助金交付申請兼完了届（様式6）、工事内容証明書（様式7）及び収支決算書（様式13）に記載された補助対象費用に含まれないことが分かるものであること。 ※需要家自身（グループ企業含む）から調達等を行う場合には、利益等の排除を行っていることが分かるものを添付すること。 7 補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）が分かる書類
補助対象機器に係る添付書類	1 工事内容証明書（様式7） 2 対象機器に係る以下のすべての書類又はそれに代わるもの (1) しゅん巧図 (2) 単線結線図 (3) 製品仕様書 (4) 性能表示の写し（定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ） ※ しゅん功図は、補助対象機器の設置場所における太陽光発電モジュールの配置及び方角が分かるものであること。 3 【定置用蓄電池の補助を申請した場合】 太陽光発電設備と接続したことが分かる結線図等 ※ 14の単線結線図等から確認できる場合には不要。 4 系統への接続日（又は接続希望日）が分かる書類

	例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備系統連系・電力購入申込書」等 ※ 系統への接続を行わない場合には不要。 5 機器等設置写真（補助対象工事のすべて） 別表5に示す要件を満たすものであること。
--	--

別表5 補助金交付申請兼完了届（様式6）の添付写真

補助対象機器	要件
共通	○機器設置前から設置後までの各工程、設置状況等を撮影すること。 ○工事用黒板（日付、機器名称、施主、施工者名等）又はそれに代わるもの（以下、黒板等という。）を入れて撮影すること。ただし、機器の銘板や施設の館名板などの撮影には不要。
太陽光発電設備	○撮影した写真の中に、以下のすべての写真を含んでいること。 (1) 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の全景（要黒板等）又は館名板（社名や建物名を示す表札・看板等）の写真（正面からの撮影に努めること） (2) 太陽光パネルの枚数がすべて確認できる写真（1枚に収まらず複数枚に分けて撮影する場合は、写真毎の太陽光パネルの設置位置がはっきり分かるものであること）（要黒板等） (3) パワーコンディショナーの機器本体の写真（要黒板等） (4) パワーコンディショナーの型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真 ○20kW以上の太陽光発電設備の場合には、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
定置用蓄電池	○ 定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ提出する。 ○ 撮影した写真の中に、以下のすべての写真を含んでいること。 (1) 設置された定置用蓄電池の本体の写真（要黒板等） (2) 設置された定置用蓄電池の型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真

別表6 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電	17年
定置用蓄電池	6年